

公益社団法人全国野球振興会 賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条に基づき、公益社団法人全国野球振興会（以下「この法人」という）の賛助会員に関する事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の設立の趣旨、目的に賛同し、その事業の維持、発展を援助するために、所定の年会費を納める団体および個人をこの法人の賛助会員とする。

(年会費)

第3条 年会費は会員の種別に従い、下記の通りとする。

- (1) 一般賛助会員 年額1口 10,000円
- (2) 特別賛助会員 年額1口 100,000円

(入会)

第4条 賛助会員になろうとする者は、別に定める「会員の入会および退会に関する規則」に従う。

(有効期限)

第5条 会員の有効期限は、入金月より次年度同月末までの1年間とし、継続会員については、会費入金月より次年度同月末までの1年間とする。

(会員の特典)

第6条 賛助会員の特典は、会員の種別に従い、別表に定める。

(資格喪失)

第7条 賛助会員は、定款の第8条から第10条に定める事項に該当するとき、その資格を失う。

(既納会費)

第8条 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(補則)

第9条 この規則の改廃は理事会の決議を経て別に定める。

- 2. この規則の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附則

- 1. この規則は2000年1月1日より施行する。
- 2. この規則の一部変更は2017年1月1日より施行する。